

2013年グアム日本人学校 体育館建設 スポンサーリスト

名入れプレート付基金にご寄附頂いた SPONSOR

PLATINUM (プラチナ会員) 4社 1個人 \$10000以上	BRONZE (ブロンズ会員) 20社 7個人 \$1000以上
<ul style="list-style-type: none"> ・ NS OKUHIRA STEEL CO.LTD ・ OTA SHIHO (個人) ・ P.H.R. KEN MICRONESIA, INC. ・ PMT GUAM CORPORATION ・ S.P.E. GUAM INC.(TOKYO MART) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ASANUMA CORPORATION ・ BANK OF HAWAII ・ GUAM REEF HOTEL ・ IT & E ・ JCB INTERNATIONAL (MICRONESIA), LTD. ・ KLOPPENBURG ENTERPRISES, INC. ・ LEAP CORPORATION ・ LEO PALACE GUAM CORPORATION ・ MICROPAC INC. ・ NIPPON TRAVEL AGENCY ・ NIPPONKOA INSURANCE CO.,LTD ・ NONAKA CORPORATION ・ OBAYASHI CORPORATION ・ OCEAN JET CLUB ・ PACIFIC MODAIR CORPORATION ・ SANKO ENTERPRISES, INC.. ・ SUMITOMO MITSUI CONSTRUCTION CO. LTD. ・ TROPICAL COLOR CENTER ・ TENBATA GUAM, INC. ・ TOSHO INC. ・ TSUKUMO-KAI ・ KUMAGAI HIDEYUKI (個人) ・ MORIYA ETSUO/ MASAKO (個人) ・ SEKIGUCHI YUJI (個人) ・ SEKIGUCHI TUYET H. (個人) ・ その他 匿名希望者 計2名
GOLD (ゴールド会員) 7社 \$5000以上	
<ul style="list-style-type: none"> ・ BALDYGA GROUP,LLC GUAM (SANDCASTLE) ・ FIRST HAWAIIAN BANK ・ KINDEN PACIFIC CORPORATION ・ NANBO GUAM LTD. ・ NIPPO CORPORATION ・ ONWARD BEACH RESORT ・ R & C TOURS (GUAM) INC. 	
SILVER (シルバー会員) 9社 \$3000以上	
<ul style="list-style-type: none"> ・ BABA CORPORATION ・ COCOS ISLAND RESORT ・ FISH EYE MARINE PARK ・ HOLIDAY TOURS MICRONESIA, (GUAM)INC. ・ FLOWER HOUSE AYA ・ LAM LAM TOURS & TRANSPORTATION ・ TAKAGI & ASSOCIATES INC. ・ TELL ME CLUB GUAM INC. ・ TOKIO MARINE PACIFIC INSURANCE LIMITED 	

その他の寄附

2007年以降グアム日本人学校の運営・改築(体育館含む)・維持・管理目的の為に\$500以上ご寄附頂いた企業・個人の方々のリスト名入れプレートなし

\$ 900	DAVID LEE EVANS
\$ 920	氏家 正揮
\$1,000	井上 明
\$1,000	岩嶋 温子
\$1,000	シニアゴルフクラブ
\$1,000	高木 まゆみ
\$1,000	新潟グアム親善交流協会
\$1,046	阪神松山選手
\$1,504	コンチネンタル岡山支店
\$3,636	ZUMBA MADHAUZ
\$8,120	株式会社レオパレス21 第1回資産管理推進本部 管理部業者会

その他、日本人会主催のイベントでの寄附や募金箱などに多くの個人や企業の方からご寄附を頂戴しております。上記リストからは割愛させていただきましたが、この場をお借りしてお礼申し上げます。皆様の温かいご好意は、体育館の建設資金や維持管理に充てさせていただきます。引き続きご支援のほどお願いします。

2013年6月13日までの受領分です。※アルファベット順, 敬称略

在ハガツニャ日本国総領事館からのお知らせ

～在外選挙制度のお知らせ～

在外選挙では、国政選挙(衆議院議員選挙及び参議院議員選挙)に投票することができます。

在外選挙で投票をするためには在外選挙人名簿への登録申請をして、あらかじめ在外選挙人証を取得していただく必要があります。在外選挙人証をお持ちでない方は、お早めに総領事館において登録申請をお願いします。

1. 登録資格

- (1) 満20歳以上の日本国民であること。
- (2) 当総領事館の管轄区域(グアム島、北マリアナ諸島)内に引き続き3か月以上お住まいの方(※)。
※ なお、3か月未満の方でも登録申請が出来るようになりました。3か月住所要件を満たしていない場合、総領事館では申請書を一旦お預かりし、3か月经過時に改めて住所を確認した上で、手続きを再開することとなります。

2. 申請の際に持参していただく書類(申請者ご本人による申請の場合)

- (1) 日本国旅券
旅券が提示出来ない場合は、運転免許証、グアムID、グリーンカード等の顔写真付きの身分証明書の提示をお願いします。

- (2) 当館管轄区域内に居住していることを確認できる書類

○申請の時点で管轄区域内に引き続き3か月以上居住されている方: 住宅賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、公共料金の請求書等。ただし、在留届を在外公館に3か月以上前に提出済みの場合は不要です。

○申請時に管轄区域内の居住期間が3か月未満の方: 申請時の住所を確認できる書類。

3. 登録申請先となる選挙管理委員会
原則として、日本国内の最終住所地の市区町村選挙管理委員会です。

4. 注意事項

- (1) 日本国内で転出届を提出されていない方は、各市町村役場で手続きをお願いします。
- (2) 在外選挙人証の交付は、概ね2～3ヶ月後となります。

【お問い合わせ】

在ハガツニャ日本国総領事館(領事班)
電話: 646-1290 FAX: 646-1490
メール: infocgj@ag.mofa.go.jp